

## 2. 事例で活用した制度等

### 1. 手帳の交付

- 1) 身体障害者手帳：身体障がい児（者）の自立と社会経済活動への参加を促進するための手帳で、障がいの程度により1級～6級の手帳が交付されます。

【交付対象】身体障がい者

視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓機能）に障がいがある方

- 2) 療育手帳：知的障がい児（者）が、一貫した指導、相談や援助を受けやすくするための手帳で、知的障がいと判定された方に交付されます。徳島県では、A1、A2、B1及びB2の4区分があります。
- 3) 精神障害者保健福祉手帳：精神障がい者が、各種の優遇措置を受けるための手帳で、障がいの程度により1級～3級の区分があります。

### 2. 手当

- 1) 障害児福祉手当：在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の者に対して支給されます。
- 2) 特別障害者手当：在宅の最重度障がい者で常時特別の介護を要する状態にある20歳以上の者に対して支給されます。
- 3) 特別児童扶養手当：障害がい児を監護、養育する父母又は養育者に対して支給されます。

### 3. 公的年金制度

- 1) 障害基礎年金（国民年金）：保険料納付期間等が一定以上あるか、20歳未満又は60歳以上65歳未満の時点で障がいの原因となった傷病の初診日がある方が対象で、1級と2級に区分されている。
- 2) 障害厚生年金等：厚生年金加入中に職務外の病気またはけがにより障がいがある方が対象で、1級～3級に区分されている。
- 3) 特別障害給付金：国民年金の任意加入対象期間中に、加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障がい者が対象で、1級と2級に区分されている（障害基礎年金の約6割）。

### 4. 医療費の助成制度

#### 1) 高額療養費制度

医療機関や訪問看護、薬局の窓口で支払った医療費の自己負担分の金額が年齢や所得に応じて定められた一定額を超えた場合、その超えた額が支給されます。

#### 2) 重度心身障害者医療費助成事業

下記の障害程度に該当する重度心身障がい者（児）が、医療保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分が助成されます。

- (1) 身体障害者手帳1級又は2級所持者
- (2) 知的障がい者（児）IQ概ね35以下
- (3) 重複障がい者（児）IQ概ね50以下かつ身体障害者手帳3級又は4級所持者

### 3) 指定難病等に対する助成

国が指定する指定難病（306疾患）及び特定疾患（5疾患）の患者が、認定を受けた疾患に関して医療保険又は介護保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分が世帯の所得に応じ助成されます。

### 4) 自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、原則として医療費の1割が利用者負担となります。世帯の所得水準によりひと月あたりの上限額が設定されています。

- (1) 育成医療：身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障がい児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療が支給されます。
- (2) 更生医療：身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該障がい者に対して行われる、更生のために必要な医療費が支給されます。
- (3) 精神通院医療：精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対して通院医療費を支給します。

### 5) 未熟児養育費医療給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の自己負担分を公費負担される制度です。給付を受けることができるには、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。なお、世帯の所得税額等に応じて自己負担金が生じます。

### 6) 乳幼児医療費助成制度（子どもはぐくみ医療費助成制度）

子どもを抱える保護者の経済的負担を軽減することを目的として医療費の自己負担額の一部が助成されます。

なお、市町村によって給付内容に差（対象年齢拡大や所得制限の有無等）があります。

### 7) 小児慢性特定疾患に対する医療費助成

国が指定する704疾病の18歳未満の児童（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）が対象で、認定を受けた疾患に関して医療保険又は介護保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分が世帯の所得に応じ助成されます。

## 5. 介護保険の給付対象者

- 1) 第1号被保険者（65歳以上）で、「要支援1～2」「要介護1～5」と認定された方
- 2) 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）で、加齢に伴う特定疾患（16疾患）により要支援や要介護状態となり、「要支援1～2」「要介護1～5」に認定された方